

被災宅地危険度判定士 養成講習会

【判定マニュアル】

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

1

1

『マニュアル』とは・・・

■ 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

判定マ－○

『手引き』とは・・・

■ 擁壁・のり面等被害状況調査危険度判定票作成の手引き

手引き－○

■ 参考資料
変状項目及び変状による「大・中・小」の区分

参考－○

2

2

被災宅地危険度判定関係

ダウンロード <http://www.hisaitakuchi.jp/download.html>

被災宅地危険度判定関係

- ・被災宅地危険度判定実施要綱
- ・被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(参考資料)(PDF版)
- ・擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き(PDF版)
- ・調査票(WORD版)
- ・判定ステッカー(WORD版)
- ・判定調整員業務マニュアル(PDF版)
- ・実施本部マニュアル(PDF版)
- ・資料1～5(PDF版)
- ・関係様式集(WORD版)
- ・被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則

3³

3

『被災宅地危険度判定連絡協議会』 <http://www.hisaitakuchi.jp/>

被災宅地危険度判定連絡協議会

HOME

被災宅地危険度判定制度 被災宅地事例 ダウンロード 掲示板 Q & A 各都道府県等お問い合わせ・その他情報

被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定連絡協議会とは

平成7年1月の阪神・淡路大震災での宅地災害を教訓として被災宅地危険度判定活動をより円滑かつ適切に実施するために、都道府県、政令指定都市等を会員として平成9年5月に創設された協議会です。

本協議会では、大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定するために、判定方法の改善や会員相互の支援に関する調整、判定における実施体制の整備などを推進しています。

被災宅地の危険度判定制度とは

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

4

4

『被災宅地危険度判定連絡協議会』のパンフレット



5

これまでの被災宅地危険度判定実施状況

地震名	発生日	最大震度	被災宅地危険度判定結果			
			調査件数	危険(赤)	要注意(黄)	赤+黄
兵庫県南部地震	H7.1.17	震度7		※		1,874
鳥取県西部地震	H12.10.6	震度6強	396	139	155	294
新潟県中越地震	H16.10.23	震度7	3,759	627	491	1,118
福岡県西方沖地震	H17.3.20	震度6弱	454	183	168	351
新潟県中越沖地震	H19.7.16	震度6強	2,082	419	307	726
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	震度6強	378	39	59	98
東日本大地震	H23.3.11	震度7	6,456	1,450	2,142	3,592
長野県北部地震	H26.11.22	震度6弱	966	55	122	177
熊本地震	H28.4.14 H28.4.16	震度7 震度7	20,022	2,760	2,028	4,788
鳥取県中部地震	H28.10.1	震度6弱	4,898	228	389	617
鳥根県西部を震源とする地震	H30.4.9	震度5強	225	44	76	120
大阪府北部を震源とする地震	H30.6.18	震度6弱	66	30	28	58
北海道胆振東部地震	H30.9.3	震度7	113	24	35	59
山形県沖を震源とする地震	R1.6.18	震度6強	19	2	14	16

※ 兵庫県南部地震時の数字は住宅・都市整備公団(当時)により調査を実施した宅地被害箇所数

6

6

被災宅地危険度判定の活動



(a)平成16年新潟県中越地震



(b)平成19年新潟県中越沖地震



(c)平成20年宮城・岩手内陸地震



(d)平成23年長野県北部地震

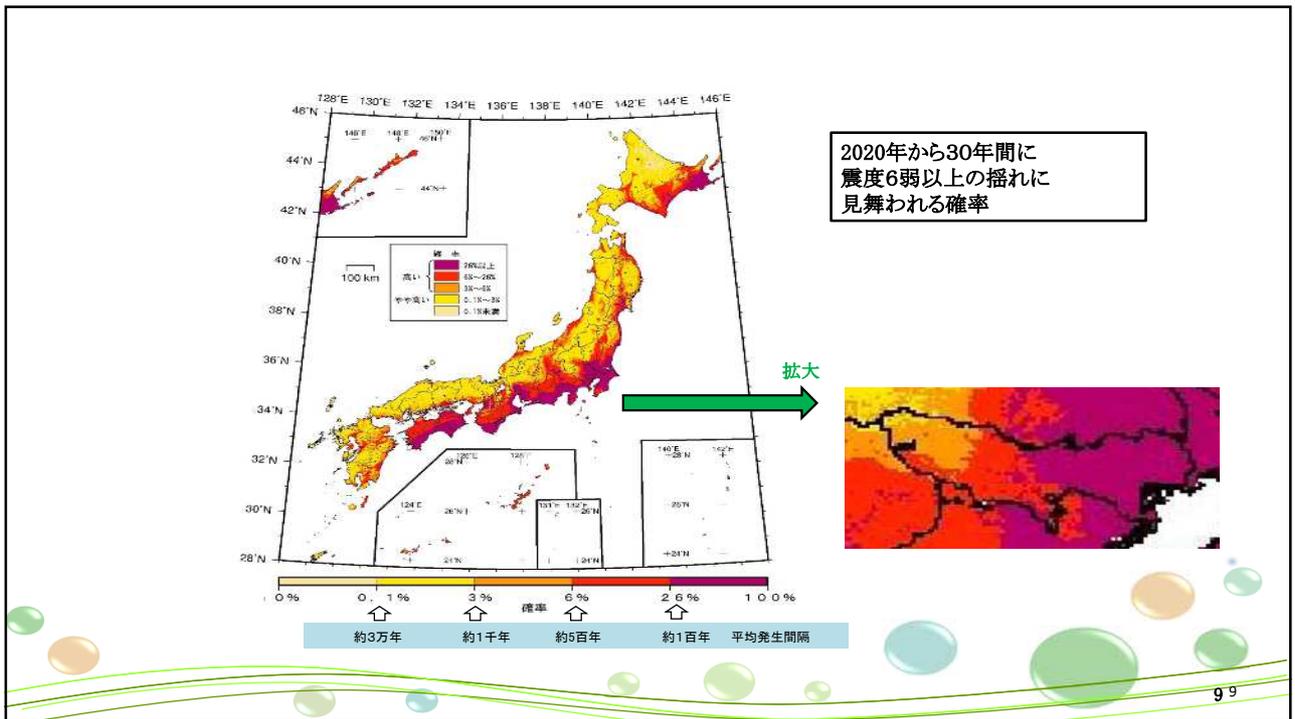
7

2011年(H23) 東日本大震災 仙台市折立地区

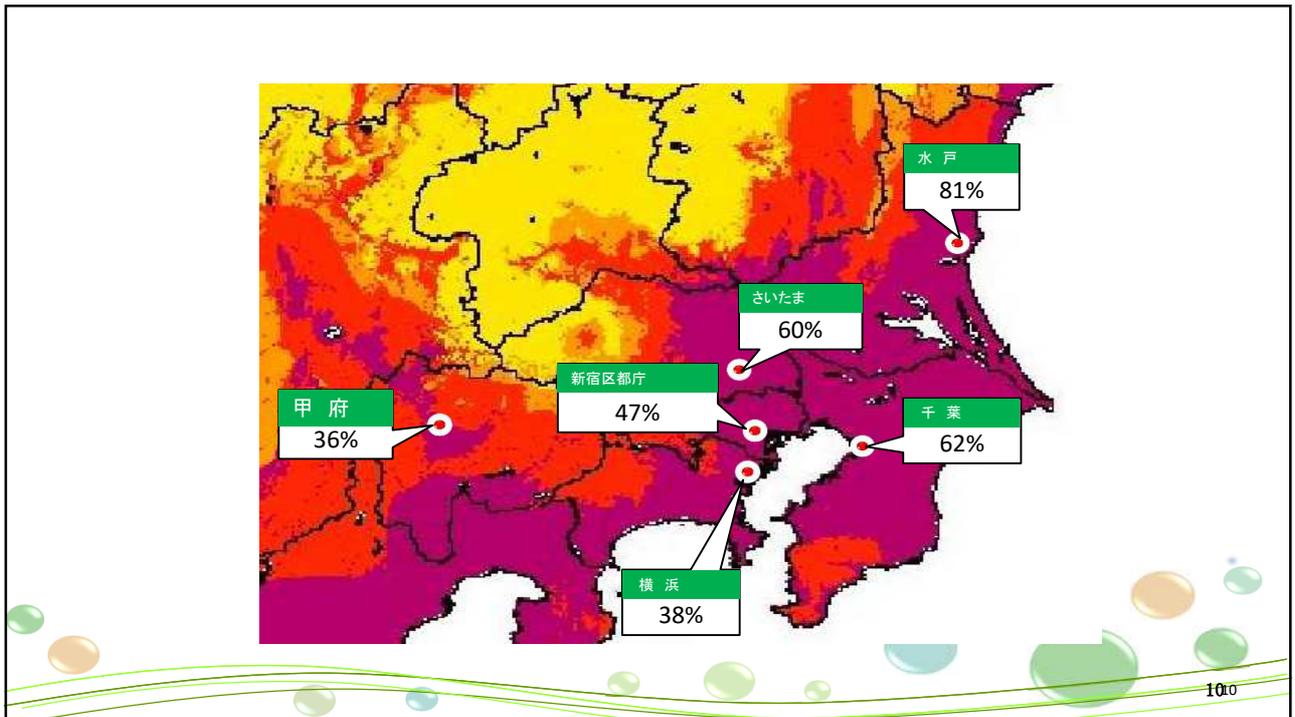


8

88



9



10

- Part I：基本事項編
- Part II：調査票の共通事項編
- Part III：宅地擁壁の調査票
- Part IV：宅地・のり面の調査票
- Part V：その他

1.1 目的

判定マ-1

本マニュアルは、市区町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等（以下「大地震等」という。）により多くの宅地が広範囲に被災した場合に実施される被害状況調査及び危険度判定に関する標準的な手法を定めることにより、避難等による二次災害の軽減・防止に資することを目的とする。

● 行政のセカンドアクション ●

2.1 調査構成

判定マ-4

- 調査班は、被災宅地危険度判定士を含む、3～4人体制（判定士2名以上、残りは補助員）
- 調査ルート・分担、交通手段等の選定、必要に応じ見直し
- 連絡体制（携帯電話・簡易無線）

13

13

2.3 調査票の簡易記録

判定マ-5

■ 調査の準備

『簡易記録』は、変状が確認されていない擁壁と宅地地盤及び宅地のり面の調査の際に、迅速化かつ効率的な被災宅地危険度判定の判定活動を実現するために実施本部の指示のもとで、調査票の記録の一部を省略することができる。

簡易記録は、以下の内容が省略することができる。

- ① 被害なしであること、及び簡易記録の採用について調査票に明記する。
- ② 被災状況図を省略する。
- ③ 基礎点0点、変状点0点とする。
- ④ 被害の判定値は0点となり、危険度判定は無被害と判定される。
- ⑤ 所見の記入も省略できるものとする。

<被災状況図>	応急措置 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了+
	<input checked="" type="checkbox"/> 被災無 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易記録+

14

14

2.5 調査の実施

判定マー8

擁壁・のり面等の被災状況調査を行い、被害の範囲及び被害概況等を1/1,000程度の平面図(白図)と調査票に記入する。

(1) 擁壁の被害状況調査

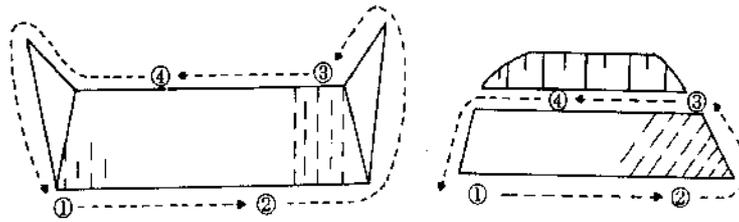


図2-1 擁壁の被害状況調査経路

15

15

2.5 調査の実施

判定マー9

(2) のり面の被害状況調査

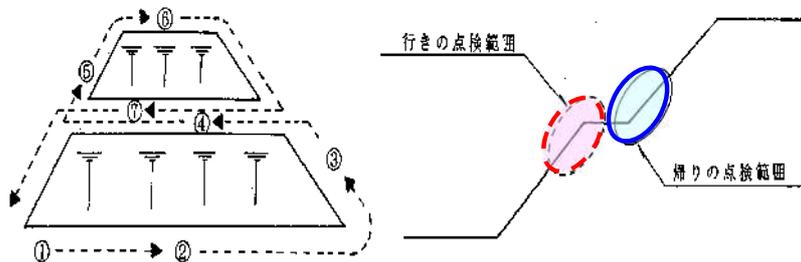


図2-2 のり面の被害状況調査経路

16

16

2.5調査の実施

判定マ-9

(3)排水施設の被害状況調査

①擁壁の排水施設

A)表面排水工の被害状況

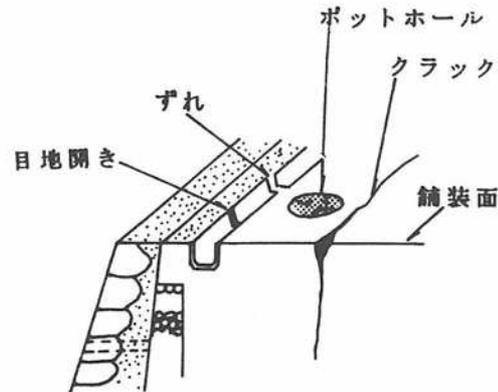


図2-3 表面排水施設の被害状況例

17

17

2.5調査の実施

判定マ-10

(3)排水施設の被害状況調査

①擁壁の排水施設

b)背面排水工の変状

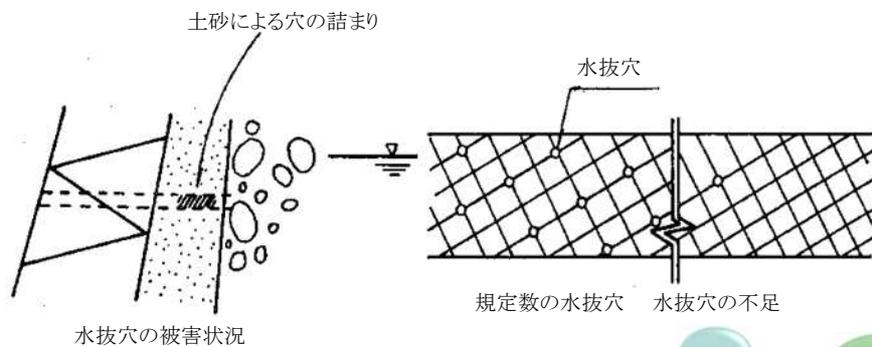


図2-4 水抜穴の被害状況例

18

18

2.5 調査の実施

判定マー10

(3)排水施設の被害状況調査

②のり面の排水施設

a) 表面排水工

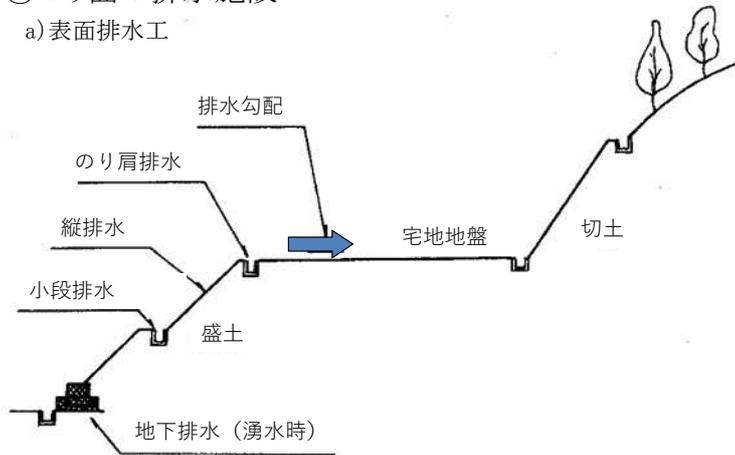


図2-5 表面排水工(模式図)

19

19

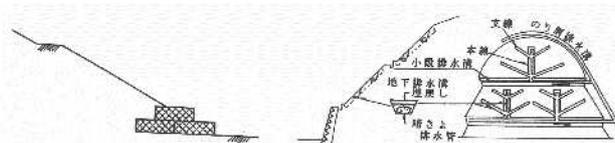
2.5 調査の実施

判定マー11

(3)排水施設の被害状況調査

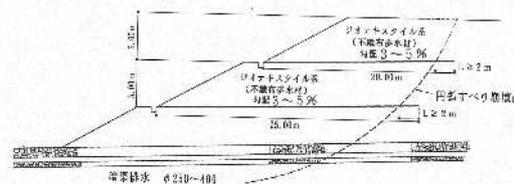
②のり面の排水施設

b) 地下排水工



(a) のり面と土かごの例

(b) 切土のり面での排水工の例



(c) 切土における濾層排水工の例

図2-6 のり面排水工の例

20

20

2.5 調査の実施

(4)被災写真の撮影要領

判定マー12

表2-2 調査における被災写真撮影要領

1. 被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等への書き込み)
 - 必須 : 災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所
3. 撮影範囲等
全景写真と局部写真を各1枚以上
4. 撮影に当たっての留意事項等
 - 全景写真 : 被災の区間や全貌
 - 局部写真 : 被災の程度が分かるように
6. 写真の整理
写真は、平面図、調査票と対比できるように整理する
写真データは必ずJPEG形式にて保存する

21

21

Part II： 判定票の共通事項編

- 判定票の原則
- 記入欄
- 記入方法

22

22